

『運行管理者試験 問題と解説 旅客編 平成 28 年 8 月受験版』  
お詫びと訂正のお知らせ

『運行管理者試験 問題と解説 旅客編 平成 28 年 8 月受験版』をご購入いただきまして、誠にありがとうございます。本書の内容に誤りがございました。この度はご迷惑をおかけ致しまして誠に申し訳ございません。訂正してお詫び致します。

頁数等	内容										
86 ページ 第 1 章 道路運送法 ■ 8 指導要領・服務・苦情処理・運送引受書 ■ 営業区域内の地理等の指導監督 [運輸規則第39条]	誤	1. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者に対し、営業区域内の地理並びに旅客及び公衆に対する応接に関し必要な事項について適切な指導監督を行ってはならない。									
181 ページ 第 2 章 道路運送車両法 ■ 4 点検整備 ■ 日常点検整備 [車両法第47条の2]	誤	<p>■ 日常点検整備 [車両法第47条の2]</p> <p>《日常点検》</p> <p>1. 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。</p> <p>《運行前点検》</p> <p>2. 定期点検の期間が3月及び6月の自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、第1項の規定にかかわらず、1日1回、その運行の開始前において、第1項の規定による点検をしなければならない。</p> <p>※第1項の点検を「日常点検」、第2項の点検を「運行前点検」という。「運行前点検」では、「日常点検の基準」に従って点検を実施する。</p> <p>※運送事業用自動車は、「定期点検の期間が3月の自動車」に含まれる。</p> <p><b>Check 日常点検と運行前点検 [編集部]</b></p> <table border="1" data-bbox="624 1435 1505 1688"> <thead> <tr> <th>点検の種類</th> <th>点検を行う者</th> <th>点検時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日常点検 (車両法第47条の2第1項)</td> <td>すべての自動車の使用者</td> <td>自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期</td> </tr> <tr> <td>運行前点検 (車両法第47条の2第2項)</td> <td>事業用自動車の使用者 または運行する者</td> <td>1日1回、 運行の開始前</td> </tr> </tbody> </table>	点検の種類	点検を行う者	点検時期	日常点検 (車両法第47条の2第1項)	すべての自動車の使用者	自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期	運行前点検 (車両法第47条の2第2項)	事業用自動車の使用者 または運行する者	1日1回、 運行の開始前
点検の種類	点検を行う者	点検時期									
日常点検 (車両法第47条の2第1項)	すべての自動車の使用者	自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期									
運行前点検 (車両法第47条の2第2項)	事業用自動車の使用者 または運行する者	1日1回、 運行の開始前									

正	<p>■ 日常点検整備 [ 車両法第47条の2 ]</p> <p>1. 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。</p> <p>2. 定期点検の期間が3月及び6月の自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、第1項の規定にかかわらず、1日1回、その運行の開始前において、第1項の規定による点検をしなければならない。</p>
備考	<p>「《日常点検》」、「《運行前点検》」、「※第1項の点検を「日常点検」、第2項の点検を「運行前点検」という。「運行前点検」では、「日常点検の基準」に従って点検を実施する。」、「※運送事業用自動車は、「定期点検の期間が3月の自動車」に含まれる。」、「Check 日常点検と運行前点検【編集部】」を削除</p>